

告示

埼玉県告示第百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
福祉用具 アプロ ーズ	事業所所 在地	春日部市栄町 二―二八〇	春日部市栄町 二―二二〇	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸 与 特定介護予防福祉用 具販売
明倫堂薬局	事業者所 在地	東京都豊島区 東池袋三―一 ―四	川越市脇田本 町一三―五	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導
居宅介護支援事業 所ゴールドプランニ ング	事業所所 在地	北本市二ツ家 三―一四六― 一 スクエア北本 四 アリーナ一〇	桶川市加納八 四―八	居宅介護支援
グループホームみん なの家・三郷2	事業所所 在地	三郷市三郷イ ンターA地区 土地区画整理 事業地三二街 区六画地	三郷市泉一 二―三―七	認知症対応型共同生 活介護 介護予防認知症対応 型共同生活介護